

保護者の皆様へ

この登園許可証は、保育所に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。以下の登園許可証が必要な感染症にかかった場合は、右の登園許可証を提出後、登園していただくようにお願いします。保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、ご協力ください。

<登園許可証が必要な感染症>

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	

*上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。

登園許可証(医師記入)

かせい森のおうち

氏名 _____

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

- インフルエンザ
- 百日咳
- 麻疹
- 流行性耳下腺炎
- 風しん
- 水痘
- 咽頭結膜熱
- 結核
- 髄膜炎菌性髄膜炎
- 腸管出血性大腸菌感染症
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

____年 ____月 ____日から登園可能と判断します。

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名

医師氏名

印